

2018年12月10日

御取引先様 各位

SMJ 株式会社

## 関税・輸入消費税の立替支払い条件変更について

拝啓、貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

輸入貨物の通関業務において本来の納税義務者である輸入者様に代わって、関税、輸入消費税等の納税額の立替を行ってまいりましたが、この度立替金額の増加及び税関の指導もあり、誠に勝手ながら今後は立替金の取り扱いを下記の通りの支払い条件に変更させて頂きたく存じます。

(変更前)  
輸入申告・弊社立替後のご請求

(変更後)  
入金後の輸入申告  
(適用：2018年12月申告貨物より適用)

はなはだ勝手ではございますが、皆様には諸般の事情ご賢察頂ければ幸いです。  
また、関税・消費税の納付に関してはダイレクト口座による引き落とし、延納申請による後日入金等の制度もございますので併せてご検討頂けますようお願い致します。

ご不明点・お問合せがございましたら、営業担当者までご連絡くださるようよろしくお願い申し上げます。

敬具

-----  
ご不明な点がございましたら、弊社担当までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

SMJ 株式会社

ホームページ：[www.smj.sc](http://www.smj.sc)

電話番号：03-6868-6800 FAX 番号：03-6868-6880